

入 札 条 件

- 1 メーカー保証は1年以上とすること。
- 2 配線や組立等が伴う製品については、学校側と調整を行い、使用できる状態で設置すること。（※ 学校立会いの下、使用方法等の説明を行うこと）
- 3 入札額には、輸送、搬入、設置など納品に係る全ての費用を含むこと。

※消費税及び地方消費税は含めない。

- 4 納品の際に生じる梱包等に使用されたダンボール、発泡スチロール、プラスチック（ポリエチレンの袋等）等は撤去すること。
- 5 基準物品に替えて、同等品で入札に臨む場合は、次のことに注意すること。

- （1）基準物品の機能及び規格等を満たすこと。
- （2）材質は基準物品と同等であること。
- （3）定価が基準物品の95%以上のものであること。
- （4）現行販売製品で、数量等も勘案して確実に納品可能な製品であること。
※契約後に、その製品の納品延期や調達困難な状況がないよう注意すること
（契約不履行の場合は入札指名停止処分となる場合もあります）。
- （5）国内主要メーカー製品で、かつ県内での修繕サービスが受けられる製品とする。県内サービス窓口については確認しておくこと。
- （6）「同等品確認明細書」を提出する際は、機能や仕様等を満たす根拠となるカタログ等の写しを添付すること。

※「同等品確認明細書」提出期限：令和7年10月27日（月）午後5時（厳守）

（メール、FAX 提出可。メール、FAX で提出した場合は、入札日までに原本の提出が必要です。）